大館市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

（目的）

第１条　この要領は、大館市ふるさと納税推進事業要綱（平成２４年１２月１３日施行）第３条第２項及び第３項に定める地元特産品等の贈呈にあたり、大館市（以下「市」という。）へ寄附された市外在住の寄附者に対し、感謝の気持ちを込めた商品及びサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集するために必要な事項を定めるものとする。

（募集要件）

第２条　市が募集する返礼品提供事業者は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　各種法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。

⑵　適正な返礼品を確実に供給できる体制を整備していること。

⑶　政治目的の実現のために結成された政党、組織、結社その他の団体でないこと。

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第２条第６号に規定するものが役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

⑸　公序良俗に反するものでないこと。

⑹　破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をしたものでないこと。

⑺　市税を滞納していないこと。

⑻　返礼品に関する苦情対応等が誠実かつ適切に行えること。

⑼　個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること。

２　市が募集する返礼品は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　市内で生産、製造又は加工されているもの、市内の原材料を使用しているもの、市内で提供されているサービスのいずれかに該当していること。

⑵　品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間又は数量限定で供給するものは除く。

⑶　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）、食品表示法（平成２５年法律第７０号）、日本農林規格等に関する法律（昭和２５年法律第１７５号）、商標法（昭和３４年法律第１２７号）、特許法（昭和３４年法律第１２１号）、著作権法（昭和４５年法律第４８号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律

第１３４号）、不正競争防止法（平成５年法律第４７号）など、関係法規を遵守しているものであること。

⑷　飲食物は、寄附者に到着後一定期間の期限（食品表示基準（平成２７年内閣府令第１０号）第２条に規定する消費期限又は賞味期限をいう。）を有しているものであること。

⑸　返礼品としてサービスを提供する場合は、一定の利用期間を設けること。ただし、日時が指定されている場合はこの限りでない。

⑹　その他、総務省が示す返礼品の地場産品基準を満たすこと。

（登録の申し込み等）

第３条　返礼品提供事業者の登録を希望する者は、「大館市ふるさと納税　事業者登録（変更）申込書」（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、第１項の規定により申込書の提出があったときは、その内容を審査し、第２条第１項各号に掲げる要件を満たすものと認めたときは、 返礼品提供事業者として登録するものとする。

３　登録された返礼品提供事業者は、第１項の規定による申込書の内容に変更が生じた場合、速やかに変更した内容を記した申込書を市長に提出しなければならない。

４　登録された返礼品提供事業者は、第２条の募集要件を満たさなくなったとき又は事業を廃止しようとするときは、速やかに「大館市ふるさと納税　事業者廃止届出書」を市長に提出しなければならない。

５　第２項の規定は、前２項に規定する変更又は廃止について準用する。

（改善計画書の提出）

第４条　市長は、登録された返礼品提供事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該返礼品提供事業者に対し、返礼品提供に係る業務について改善計画書の提出を求めることができる。

⑴　返礼品が提供不能となった場合

⑵　再三にわたり返礼品発送期日を超過した場合

⑶　返礼品に関する苦情対応等が適切に行われない場合

⑷　その他返礼品提供に関し、改善の必要があると市長が認めた場合

（返礼品提供事業者の登録取消）

第５条　市長は、登録された返礼品提供事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その登録を取り消すことができる。

⑴　第２条第１項に定める要件に適合しなくなったと認める場合
⑵　提出書類に虚偽があった場合
⑶　市に損害を及ぼす行為があった場合
⑷　改善計画が履行されなかった場合
⑸　返礼品提供事業者が返礼品の提供を取り止めた場合

（個人情報の取扱い）
第６条　返礼品提供事業者は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び関係法令等を遵守しなければならない。
２　返礼品提供事業者は、返礼品の提供にあたり市等から提供された寄附者の個人情報（返礼品以外の商品申込等により入手した個人情報を除く。）は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。

（その他留意事項）
第７条　食品を返礼品として取扱う返礼品提供事業者は、当該食品の産地名を適正に表示するものとし、第２条第２項の要件について、市が必要と認めるときは、調査（実地調査を含む。）に応じなければならない。また、地場産品基準や各種法令について遵守すべき事項が記載された書類を整備し、保存をする義務を負うものとする。
２　返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務において、市又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（補足）
第８条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この要領は、令和６年１０月１日から施行する。
附 則
この要領は、令和８年７月１日から施行する。

第３条関係

大館市ふるさと納税　事業者登録（変更）申込書

大館市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領に定める募集要件を全て満たすことを誓約の上、申し込みます。

【誓約事項】

1　別紙、【ふるさと納税】事業者登録シートの内容は真実に相違ありません。

2　大館市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領の提供事業者の要件を全て満たしています。

3　返礼品として提案する全ての商品は、大館市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領に規定されている地場産物の要件を満たしています。

4　市から提供された個人情報の取り扱いについては、返礼品の発送以外の目的に使用しません。

5　審査のため市が必要と認めた全ての税目について納付状況に関する情報が確認されることについて了承します。

令和　　年　　月　　日

大館市長　様

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【ふるさと納税】事業者登録シート

自治体名　大館市　　記入日：　　年　　月　　日

【1】事業者様情報

適格事業者登録番号　T

事業者名 ※請求書記載	会社名		会社名(カナ)	
	代表者名		代表者名(カナ)	
本社住所 ※請求書記載	郵便番号	都道府県 / 市区町村	番地・建物名	
	電話番号		FAX番号	
ご担当者様	氏名		氏名(カナ)	
	連絡先（携帯電話）		メールアドレス	
営業時間 定休日	営業時間	時　分　～　時　分		
	定休日	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日 □祝日 □年中無休 □不定休		

【2】発注方法（メール・FAX・どちらも）　※プルダウンよりお選びください

発注方法　メール・ＦＡＸ・どちらでも可能

【3】発注・集荷先情報　※記載のメールアドレス／FAX宛に発注依頼をお送りいたします

集荷先	集荷先名		集荷先名(カナ)	
集荷先住所	郵便番号	都道府県 / 市区町村	番地・建物名	
	集荷先電話番号		集荷先FAX番号	
ご担当者様	氏名		氏名(カナ)	
	連絡先（携帯電話）		メールアドレス　※複数登録可	

【4】伝票お届けサービス利用希望　※プルダウンよりお選びください

ヤマトの伝票お届けサービスを　利用する・利用しない

※上記のサービスを利用しない場合利用する配送会社をご記入ください

配送会社			

【5】主要品目　※各項目プルダウンよりお選びいただけます。

主要品目		温度帯	
主要サイズ		※代表的な内容でお選びいただきますようお願い致します	

【6】振込口座

（フリガナ）		（フリガナ）	
銀行名		支店名	
銀行コード		支店コード	
口座番号		※口座番号は右詰めでご記入をお願いいたします。	
口座種別		口座名義（漢字）	
口座名義（半角カナ）			

※銀行にお届けのご名義を、省略せず全てご記入ください。正しいご名義でないと、お振込みができません。
※濁点（゛）、半濁点（゜）も1文字としてご記入ください。
※入力可能な文字：ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄﾅﾆﾇﾈﾉﾊﾋﾌﾍﾎﾏﾐﾑﾒﾓﾔﾕﾖﾗﾘﾙﾚﾛﾜﾝﾞﾟ()｢｣/-.¥0123456789BCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
売上に基づく支払方法、支払条件は以下の通りとなります。

支　払　方　法	【6】に記載の口座あて振込
支　払　日	発送月の翌月末営業日

第３条関係

大館市ふるさと納税　事業者廃止届出書

大館市長　様

大館市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領第３条第４項により、事業所の廃止を届け出します。

年　　月　　日

フリガナ			
事業所名			
フリガナ		代表者役職名	
代表者名			
フリガナ		担当者 部署・役職	
担当者名			
フリガナ		電話番号	
所在地			
廃止日	年　　月　　日		
備考			